国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作 成 日 2025/10/21 最終更新日 2025/10/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和7年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
法人の長の氏名		塩﨑 一裕
問い合わせ先		管理部企画総務課総務係 (somu@ad. naist. jp、0743-72-5024)
URL		https://www.naist.jp/

【本報告書に関する経営は	協議会及び監事	等の確認状況
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	確認方法 令和7年9月9日(火)に、本報告書の更新案及び更新理由を付して意見聴取を行い、9月26日(金)にフィードバックを行った結果、本法人運営に関して適切に運用されていることを確認しました。 経営協議会からは特に意見はありませんでした。
監事による確認	更新あり	確認方法 令和7年9月9日(火)に、本報告書の更新案及び更新理由を付して意 見聴取を行い、9月26日(金)にフィードバックを行った結果、本法人運 営に関して適切に運用されていることを確認しました。 監事からの意見及び対応については、以下のとおりです。 ●補充原則1-3⑥(2) 【意見】 奈良先端大では、任期付教員が育児休業等を取得した場合に係る特例を導入しているため、女性教員の更なる活躍に向けた教育研究環境の充実を図る施策の一つとして記載してはどうか。 【対応】 ご意見のとおり、当該特例について追記しました。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、

- ☑ 原則2-2-1~原則2-2-3 (運営方針会議に関する原則) は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各		当法人は、各原則をすべて実施しています。
原則の実施状況		
ガバナンス・コードの各		該当ありません。
原則を実施しない理由又		
は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有 無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本法人は、「共創」をキーワードに、多様性を尊重する柔軟かつ強靭な法人経営及び大学運営の下、1 研究科体制において、学問分野や文化を超えた共創による課題解決型融合研究を推進することを目指しています。これに向けて、令和3 年4 月に「学長ビジョン2030」を策定し、2030 年を見据えた本法人の方向性である以下の 4 つの「ビジョン」を定め、そのビジョンの到達のための中長期の「目標」、ビジョンや目標を達成するための主要な施策や取組である「戦略」を策定しています。また、目標及び戦略を実現するために、本学の強み・特色を生かして果たす役割・機能をミッションとして位置づけ、中期目標・中期計画の達成に向けた各事業年度の工程表を作成し、全教職員が閲覧できるよう学内イントラネットに掲載しています。 【ビジョン1】最先端研究の場で先導的人材を育成する大学院大学の新たな展開【ビジョン2】新たな価値を共創するキャンパスコミュニティーの醸成【ビジョン3】社会との共創の輪の拡大【ビジョン4】大学運営体制の高度化による共創環境の整備ビジョン1の具体的な目標として、(1) 教員、学生、研究者が担う学術研究の卓越性と多様性の強化、(2) 奈良先端大の強みを活かした新たな課題解決型融合研究分野の共創、(3) 異分野共創によって世界的課題に挑戦できるイノベーション人材・リーダー人材の育成、(4) 国内外の大学や研究機関との共創による教育研究の高度化、を設定しています。ビジョン2 を達成するため、本学構成員が、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、立場、心身の状態、宗教や信条、文化、経済状況、家族形態等によらず、安心して学び、働き、能力を発揮できるキャンパスコミュニティーの実現に向けて、令和4年4月に本学の多様性についての方針を学内外に明示する「共創コミューティー宣言」を行いました。この目標を実現するために、令和4年度か3を達定するため、研究シーズや人的資源、設備を可視化して、地域や企業との新たな協働ネットワークを形成し、SDGs やカーボンニュートラルなどの社会的課題の解決に向けた産学連携とイノベーションの創出を推進することを中期目に資する環境整備に向けて、令和6年度10月に学内保育所を開設しました。 【参照】 ◇共創コミュニティー宣言 https://www.naist.jp/about/community/The_Declaration_of_Cocreative_Community_NAIST.pdf ◆共創コミュニティー宣言アクションプラン https://www.naist.jp/about/community/The_Declaration_of_Cocreative_Community_NAIST.pdf ◆共創コミュニティー宣言アクションプラン https://www.naist.jp/about/community/actionplan1.html
		◇未務・日標に関する情報

		https://www.naist.jp/corporate/plan/
		本法人では、目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善を行った
目標・戦略の進捗状況		結果等について、本学ホームページにおいて公表しています。
と検証結果及びそれを		相未寺に クレ・ヒ、本子が、 Δ・、 クに85レ・ヒ 五衣し ピレ・より。
基に改善に反映させた		【参照】
結果等		◇中期目標・中期計画/年度計画・実績報告書
		https://www.naist.jp/corporate/plan/
		◇自己点検・評価書/外部評価報告書
		https://www.naist.jp/about/evaluation/
		◇経営協議会学外委員からの意見の活用事例
LA-LETEN	T+0 L II	https://www.naist.jp/corporate/organization/record/r5keiei.html
補充原則1-3⑥(1)	更新あり	本法人の経営及び本学の教学運営に関する重要事項を審議する国立大学法
経営及び教学運営双方		人法に基づく組織として、法人の長(学長)の下に「経営協議会」及び「教育
に係る各組織等の権限		研究評議会」を設置しています。
と責任の体制		また、本法人(本学)が独自に設置する組織として、本法人及び本学の将来
		構想の実現に向け、学長のリーダーシップの下で、基本方針を企画立案する「戦
		略企画本部」(本部長:学長)、本学の教育に関する基本方針の具体化、一貫し
		たキャリア支援等を行う組織として「教育推進機構」、本学の研究の活性化及
		び高度化に係る施策の企画及び実施、研究活動の支援、産官学連携等を行う組
		織として「研究・イノベーション推進機構」及び海外の教育研究機関との連携、
		学生の研究能力の向上支援等を行う組織として「国際連携・人材開発推進機構」
		を設置しています。
		このほか、法人の経営及び大学の教育研究活動の重要事項を協議するため
		に、全役員が参加する「役員懇談会」、本学の研究力の強化を推進するための
		方策についての企画及び立案並びに総合調整を行う「J-PEAKS 推進会議」、定
		期的に学長と各部局の教職員と情報共有・意見交換を行い、アイデアや課題を
		吸い上げるための「学長オフィスアワー」、学長をはじめとする役員と学生が
		率直に話し合う機会とするための「学長と学生との懇談会」を設けています。
		 1. 戦略企画本部
		<戦略企画本部の権限・責任>
		① 戦略的な教育研究の展開及び大学運営を推進するため、業務上の課題に
		関する重要事項について、基本方針の企画及び立案並びに総合調整を行
		う。
		② 大学運営に係る企画立案機能を強化するために、「戦略企画本部」の下
		に常設の会議体等を設置する。
		・中長期的な人事戦略の策定に向けて全学的な視点から協議を行う「人事戦
		略会議」
		・研究設備の整備、共用化の推進に向けて全学的な視点から審議を行う「設
		備整備戦略会議」
		・リサーチトランスフォーメーション(RX)の推進に関する戦略の策定等に
		向けて全学的な視点から審議を行う「RX プラットフォーム戦略推進会議」
		・大学全体の観点からIR活動を推進する「IRオフィス」
		・科学技術・学術に関して高い見識を有する国内外の学外有識者で構成する
		「学長アドバイザリーボード」
		 2. 教育推進機構
		<教育推進機構の権限・責任>
		① 本学が定める理念、基本方針等に基づいて、教育に関する基本方針の具

体化、教育の内部質保証の推進、イノベーション教育、アントレプレナーシップ教育及び知的財産教育の推進、一貫したキャリア支援等を行うことにより、本学における教育推進に関する体制を強化する。

- ② 教育推進機構に、教育推進会議並びに教育推進部門、イノベーション教育部門及びキャリア支援部門を置く。
- 3. 研究・イノベーション推進機構

<研究・イノベーション推進機構の権限・責任>

- ① 本学が定める理念、基本方針等に基づいて、研究の活性化及び高度化に 係る施策の企画及び実施、研究活動の支援、産官学連携等を行うことに より、研究成果の社会還元を多角的かつ戦略的に進める。
- ② 研究・イノベーション推進機構に、研究・イノベーション推進会議並びに研究推進部門及びイノベーション推進部門を置く。
- 4. 国際連携・人材開発推進機構
- <国際連携・人材開発推進機構の権限・責任>
 - ① 本学が定める理念、基本方針等に基づいて、海外の教育研究機関との組織的連携、学生の研究能力の向上支援等を行うことにより、国際連携及び国際的に活躍する人材の開発を推進する。
 - ② 国際連携・人材開発推進機構に、国際連携・人材開発推進会議並びに国際連携部門及び人材開発部門を置く。

【参照】

- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営体制
 - https://www.naist.jp/about/organization/officerlist.html
- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則

https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf

◇戦略企画本部

https://www.naist.jp/about/president/planning.html

◇教育推進機構

https://www.naist.jp/facilities/iei.html

◇研究・イノベーション推進機構

https://www.naist.jp/iri/index.html

◇国際連携・人材開発推進機構(準備中)

https://

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年 齢構成の実現、性別・ 国際性・障がいの有無 等の観点でのダイバー シティの確保等を含め た総合的な人事方針 更新あり

本法人は、先端科学技術の世界的な教育研究拠点となるべく、多様な人材の活用を目指し、全学的な視点に立った教員の採用・配置等に関する方針である「教員配置方針」を策定し、「人事戦略会議」において新たな先端科学技術研究の展開に必要な分野等を検討・決定した上で教員人事を行うための全学的な人事マネジメント体制を構築しています。一方、将来を見据えた教員の多様性向上促進のため、特に、若手教員や女性教員を採用し、本学の教育研究のさらなる活性化を図ることを目的に、「学長ビジョン・イニシアティブ」として戦略的特任教員採用プロジェクト、女性テニュア・トラック准教授採用プロジェクト及び教員の多様性向上プロジェクトを実施しており、令和7年度からは新たに全学的マネジメントによる教員配置の最適化を目指した学長裁量枠教員プロジェクトを開始しています。

また、各部局に、教員を選考するための「教員選考会議」を設置し、選考開始手続の際に、全役員から構成する役員懇談会において協議するなど、大学として戦略的な人事採用制度を整備しています。

教員組織のグローバル化について、外国人教員や海外での学位取得・教育研究経験のある教員の更なる採用を促進するため、「多様な教員の採用計画」に基づき、常勤教員の採用は原則国際公募により行い、海外での学位取得・教育研究経験、民間企業での業務等を重視した教員選考を行っています。また、外国人研究者やその家族が抱える生活、学業、仕事上の不安を軽減することによって、快適に暮らしてもらえるよう様々な支援を行う「留学生・外国人研究者支援室」を設置しています。加えて「外国人教員支援方針」を策定するとともに、海外から来日又は帰国した研究者のスタートアップ、定着の促進を図っています。

女性教員の採用について、「多様な教員の採用計画」に基づき、女性教員の 採用促進を図るため、女性限定公募を積極的に実施しています。また、学長裁 量経費により、新規採用の女性教員の研究費を助成する「女性研究者スタート アップ研究費」を予算措置しています。女性教員の更なる活躍に向けた教育研 究環境の充実を図る施策として、新規採用の女性教員から希望があった場合の メンター配置、男女問わず希望する教員に対して妊娠・出産・育児・看護・介 護・不妊治療中の研究者への研究支援員配置及び役務委託経費助成、任期付教 員が育児休業等を取得した場合に、その期間を任期に参入しないことができる 特例の導入、出張時を含む一時保育及びベビーシッター利用の経済的補助、学 内での女性専用休憩室及び託児スペースの整備を実施しています。これらのこ とにより、女性教員の働きやすい環境整備の取組に対して評価され、奈良県内 の教育機関として初めて、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事 業主に認定され、「子育てサポート企業」であることを示す「くるみん」認定 (2020 年 10 月)を取得いたしました。

職員について、「目指す職員像」において、国際性豊かな職員の育成を含む 人材確保方針を掲げ、その取組の一環として、職員の経験や職務に応じて求め られる能力を計画的に育成するための「能力育成プログラム」を策定し、効果 的・効率的に職員を育成するスタッフディベロップメント(SD)を推進してい ます。また、「職員の英語力向上計画」を策定し、全ての職員に対して英語研 修を受講できる機会を継続的に提供することとしています。

教育研究支援を担当する高度な専門性を有する多様な人材の育成、活用を図るため、第3の職(専門業務職)として、リサーチ・アドミニストレーター (URA) 及びエデュケーション・アドミニストレーター (UEA) の人事制度を構築し、能力や経験等に応じた職階を設け、審査の結果によっては無期雇用への転換を可能とするキャリアパスを確立しています。

障がい者の雇用について、人事担当部署において各部署の障がい者の雇用状況を把握するとともに、障がい者が行うことができる業務や障がい者を配置することができる部署を選定し、計画的に障がい者を採用・配置しています。 【「多様な教員の採用計画」より抜粋】

1. 目的

若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。

- 2. 目標(令和4年度から令和9年度まで)
 - 女性教員を各年度平均5名以上採用する。
 - ・若手教員(39歳以下の教員)を各年度平均20名以上採用する。
 - ・国際的教員(外国人教員、海外で学位取得した日本人教員又は海外で1年以上の教育研究経験のある日本人教員)を各年度平均11名以上採用する。
- 3. 具体的な取組
 - 公募は、原則、和文及び英文の情報を掲載する国際公募により行う。

	1	国立八于丛八宗及九州叶于汉州八于龙八于
		また、女性教員の積極的な採用を目指して、必要に応じて女性限定公募を 行う。
		117。 ・公平・公正な評価の結果、学位取得等を含む海外での教育研究経験のある
		者とそうでない者が候補者として残った場合、海外での教育研究経験のある
		者を優先的に採用する。
		・公平・公正な評価の結果、男性と女性が候補者として残った場合、女性を
		優先的に採用する。
		・テニュア・トラック制度等を活用し、優秀な若手教員を採用する。
		・女性教員及び外国人教員に対し、スタートアップ支援方針に基づいた支援
		策を実施する。
		・各計画の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて取組内容を見直す。
		ワークライフバランス推進を図るため、教職員からの要望を踏まえ、子の看
		護休暇及び介護休暇の取得可能日数や、子の看護休暇が取得可能となる要件の
		範囲を、法の定めを超える手厚い水準にまで拡大し、教職員の働きやすさを支
		援しています。
		【参照】
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学中期計画(第4期令和4年4月
		~令和10年3月)
		https://www.naist.jp/corporate/plan/files/keikaku_4.pdf
		◇職員の人材育成について
		https://www.naist.jp/corporate/tayounajinzai/jinzaiikusei.html
		◇女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について
		https://www.naist.jp/corporate/tayounajinzai/jyoseikatuyaku_next.html
補充原則1-3⑥(3)	更新あり	収入・支出の予算区分を項目ごとに分類し、第4期中期目標期間中から第5
自らの価値を最大化す		期中期目標期間中にわたる中期的な財政見通しを展望し、各種方針策定時にお
るべく行う活動のため		ける基礎資料として、財政シミュレーションを作成し、ホームページにおいて
に必要な支出額を勘案		公表しています。
し、その支出を賄える 収入の見通しを含めた		【参照】
中期的な財務計画		【参照】 ◇財政シミュレーション
中海川がおりが同		https://www.naist.jp/corporate/finance/zaisei.pdf
 補充原則1-3⑥(4)	更新あり	企業・研究機関等をはじめとする本法人のステークホルダーに対して、財務
及び補充原則4-13	20100	情報を含む本法人の活動状況を視覚的に分かりやすく示した「アニュアルレポ
教育研究の費用及び成		ート」を作成し、本学ホームページにおいて公表するとともに、本学の支援者
果等(法人の活動状況		向け説明会等において配布しています。
や資金の使用状況等)		
		【参照】
		◇NAIST アニュアルレポート
		https://www.naist.jp/publications/annualreport
補充原則1-4②		本法人では、将来の大学運営を担う教職員を「学長補佐」として積極的に登
法人経営を担いうる人		用する制度を設け、計画的に経営人材の育成を図っており、現学長は学長補佐
材を計画的に育成する		経験者です。学長補佐は、大学運営における執行部と部局構成員との意思疎通
ための方針		を担う役割として、「戦略企画本部」に参画させています。
		特に、本法人のマネジメントを担う強い意思を有する幹部教職員を、国立大
		写物会が工模する ユニバーシティ・デザイン・ロークショップ に計画的に
		学協会が主催する「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」に計画的に
		参加させること等により、本法人のマネジメントの次代を担う人材の計画的な 育成を図っています。

		7. ≠ 023
		【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営体制
		NEDICATION
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則
		https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf
原則2-1-3	更新あり	本法人では、法人の長(学長)を補佐するための人材として国立大学法人法
理事や副学長等の法人		や学校教育法に基づく「理事」「副学長」のほか、本学独自の「学長補佐」な
の長を補佐するための		どを設けており、学長を補佐する人材の責任・権限について、国立大学法人奈
人材の責任・権限等		良先端科学技術大学院大学基本規則に定めています。
		<理事の責任・権限>
		法人の長(学長)を補佐し、学長が指定する業務を担当します。
		なお、学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事が、その職
		務を代理し、学長が欠員のときは、当該理事が、その職務を行う責任を負いま
		す。
		<副学長の責任・権限>
		法人の長(学長)の職務を助け、又は命を受けて校務を執り行います。
		<学長補佐の責任・権限>
		法人の長(学長)及び理事の職務を補佐します。 現在、学長補佐として、①教育担当、②学生募集担当、③国際担当、④広報
		担当、⑤キャンパスDX担当、⑥設備整備担当、⑦J-PEAKS(地域中核・特色あ
		る研究大学強化促進事業)担当が指名されています。
		【参照】
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営体制
		https://www.naist.jp/about/organization/officerlist.html
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則
		https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf
原則2-3-1		法人の長(学長)の意思決定に先立ち、本法人の重要事項について議決する
役員会の議事録		機関として役員会を設置しており、議事要旨を本学ホームページにおいて公表
		しています。
		【参照】
		◇諸会議報告
		https://www.naist.jp/corporate/organization/record/
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則
		https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf
原則2-4-2		法人の長(学長)のリーダーシップの下、本法人(本学)の基本方針を企画
外部の経験を有する人		立案する「戦略企画本部」(本部長:学長)に「学長アドバイザリーボード」
材を求める観点及び登		を設け、科学技術・学術に関して高い見識を有する国内外の学外有識者や本学
用の状況		のステークホルダーを学長アドバイザーとして選任し、教育研究の戦略的な展
		開を推進しています。
		本学の外部評価の実施にあたり、多様なステークホルダーによる幅広い視野
		からの検証を行うとともに、世界レベルで活躍する海外研究者を含めた学外有
		識者を「外部評価会議」の構成員とするなど、教育研究に関する国際通用性の 検証も含めて様々な意見・提言を大学運営に反映させる仕組を構築していま
		検証も含めて様々な思見・提言を入子連営に及映させる任祖を構業していま す。なお、令和2年7月から8月にかけて「外部評価会議」を開催し、12月
		9。なの、市和と中1万からり万にかりて「外間計画会議」を開催し、12万 に外部評価報告書としてとりまとめました。
		国立大学法人は、教育研究活動等を広く学外の関係者に効果的に発信するこ
		ロエハナはハラスカロップの日初すでは、ナイツは同様にの大きに、大田であって

	国立人于从八宗及九圳行于汉州人于成八于 1
	とが求められており、本法人においても本学の高度な教育研究活動を社会に広
	く発信するとともに、戦略的な広報活動を実施することを目的として、令和2
	年 11 月から広告・出版業界、メディア等の事情に精通した専門家を「戦略企
	画本部」に特任教員として配置しています。
	【参照】
	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程
	https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01111.pdf
	○学長アドバイザリーボード 学長アドバイザーの委嘱状況
	https://www.naist.jp/about/president/planning.html
	◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 大学案内 評価
	https://www.naist.jp/about/evaluation/
	◇外部評価報告書
	https://www.naist.jp/about/evaluation/files/reportR2-1.pdf
補充原則3-1-1①	本法人の経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」において、企業経
経営協議会の外部委員	営者、行政関係者、学識経験者、地元企業関係者等から、大学に関し広くかつ
に係る選考方針及び外	高い見識を有する者を外部委員として選考し、多様な意見を法人運営に反映す
部委員が役割を果たす	る仕組を構築しています。
ための運営方法の工夫	「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則」に定める所定の議題
7.6000是日月出00工人	のほか、本法人の経営に関する重要事項について、会議ごとに議題を設定し、
	外部委員から幅広い意見を聴く工夫をしています。
	なお、外部委員からの意見は、法人運営の改善に活用した取組として、本学
	ホームページにおいて公表しています。
	【参照】
	【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則
	◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則
	◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf
	◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◇経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例
	◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◇経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf
	◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◇経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方
	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針
建 本原則 3 — 3 — 1 ①	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf
補充原則3-3-1①	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学予長選考・監察会議」において、
法人の長の選考基準、	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、 法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、 法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院 大学学長選考基準」を定めています。
法人の長の選考基準、	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、 法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院 大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、 法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院 大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選 考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施して
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzi rei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方 針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、 法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院 大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選 考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施して
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームペ
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームペ
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準https://www.naist.jp/about/meeting/files/senkoukijyun.pdf
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準https://www.naist.jp/about/meeting/files/senkoukijyun.pdf ◆法人の長(学長)の選考結果、選考過程及び選考理由(学長候補者の公表に
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◇経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準 https://www.naist.jp/about/meeting/files/senkoukijyun.pdf ◇法人の長(学長)の選考結果、選考過程及び選考理由(学長候補者の公表について)
法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及	◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◆経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/files/ikenno_katsuyouzirei.pdf ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針 https://www.naist.jp/about/organization/20221013seninhoushin.pdf 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考を監察会議」において、法人の長(学長)の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考・監察会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◆国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準https://www.naist.jp/about/meeting/files/senkoukijyun.pdf ◆法人の長(学長)の選考結果、選考過程及び選考理由(学長候補者の公表に

		国立人子法人宗及尤编科子权训人子院人子
法人の長の再任の可否		学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程」に定めていま
及び再任を可能とする		す。 > - 1 / G 光 7 ペ パ 上 光 / T 光 / T - 1 / T - 1 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T - 1 / T - 2 / T -
場合の上限設定の有無		法人経営及び大学運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、中期
		目標及び中期計画の策定と学長の任期を連動させることを基本とし任期の始
		期は、中期目標期間開始の1年前と定めています。任期を4年、再任時の任期
		を2年とし、6年を超えて在任することはできないと定めています。
		【参照】
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程
		https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01011.pdf
原則3-3-2		法人の長 (学長) の解任を文部科学大臣に申し出るための手続について、「国
法人の長の解任を申し		立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程」及び「国立大学法人奈
出るための手続き		良先端科学技術大学院大学学長解任細則」に定めています。
		具体的には、学長選考・監察会議委員の発議又は意向投票資格者からの請求
		に基づき、学長選考・監察会議において審議を行い、意向投票結果を参考に、
		学長選考・監察会議において学長の解任の可否を決定し、学長の解任を決定し
		たときに、文部科学大臣に申出を行います。
		【参照】
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程
		https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01050.pdf
		◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大 <u>学学</u> 長解任細則
		https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01060.pdf
補充原則3-3-3②	更新あり	「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議」において、
法人の長の業務執行状	史制のソ	法人の長(学長)の毎年度の業務執行状況の確認を行い、確認結果に基づく評し
況に係る任期途中の評		本名の後(子校)の毎年度の未得報刊があります。
価結果		具体的には、学長及び監事に対するヒアリングを行ったうえで、学長選考・
1岡和朱		
		監察会議において審議し、学長の業務執行状況の確認と評価を行います。
		また、当該結果は、学長に対して文書にて報告を行っています。
		なお、当該確認結果は、本学ホームページにおいて公表しています。
		【参照】
		◇学長の業務執行状況の確認結果
		https://www.naist.jp/about/meeting/
原則3-3-4		――――――――――――――――――――――――――――――――――――
学長選考・監察会議の		長選考・監察会議規程」第3条の規定に基づき、経営協議会及び教育研究評議
委員の選任方法・選任		会において選任しています。
理由		経営協議会において、経営協議会学外有識者の中から、法人の長(学長)に
		求められる資質と能力を的確に把握するための知見・経験のバランス等を考慮
		し、委員の互選により5名を選出しています。
		また、教育研究評議会において、教育研究評議会評議員の中から、本学の運
		営又は教育研究活動に高い識見を有する者を学内各部局から広く選出するこ
		とを考慮し、委員の互選により5名を選出しています。
		以上の選任方法等について、ホームページで公表しています。
		シエンだけバガゼについて、小、カ・ンではなしているが。
		【参照】
		【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議規程
		〜国立人子法人宗及元端代子技術人子院人子子及送号・温宗云識別住 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01020.pdf
		<u>ITCLps://retkt.flatsc.jp/ktyaku/put/01020.put</u> ◇学長選考・監察会議委員
		https://www.naist.jp/about/organization/gakuchou.html

		国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
原則3-3-5	更新あり	本法人は、情報、バイオ、物質の先端科学技術分野に特化した1研究科から
大学総括理事を置く場		なる小規模大学のみを有する法人であるという機動性を活かし、法人の長(学
合、その検討結果に至		長)のリーダーシップを発揮できる管理運営体制を構築しており、現時点では、
った理由		「大学総括理事」を設置していません。
		具体的には、学長を本部長とする「戦略企画本部」において策定する大学の 将来構想や教育研究の基本方針の下、「先端科学技術研究科」を中心に教育研 究を行い、「教育推進機構」「研究・イノベーション推進機構」「国際連携・人 材開発機構」が教育研究の活性化を推進し、「事務局」等の事務組織がこれら の活動を支える体制となっており、全学的視点からのマネジメントを行ってい
		ます。
基本原則4及び原則4 -2 内部統制の仕組み、運 用体制及び見直しの状 況		本法人は、本学の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学業務方法書」として定め、役職員全員が教育・研究活動をはじめとしてあらゆる大学運営業務において、法令、学内諸規程を遵守するよう取り組んでいます。 <内部統制に関する運用体制>
		法人の長 (学長) の下に、内部統制に係る業務を統括する「内部統制担当理事」を置き、事務局各課・室において、内部統制に関する諸業務を遂行しています。
		ます。 学内通知や研修等を通じて、内部統制に関する学長の意思を役職員へ伝達するとともに、「役員会」「教育研究評議会」その他学内会議において、内部監査、 監事監査の結果等内部統制に関するモニタリング結果を役職員に報告し、本法 人(本学)の運営に活かすよう努めています。 〈教職員の行動規範〉
		国立大学法人として社会から信頼を得るために、本学の役員及び教職員が遵守すべき規範として、「奈良先端科学技術大学院大学教職員行動規範」を定め
		ています。 <研究に係るリスク管理(研究不正防止)>
		本学の研究者が研究遂行上求められる規範として、「奈良先端科学技術大学
		院大学における研究活動上の行動規範」を定めています。
		研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する責任体制につ
		いて、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」に定めています。
		また、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるため、本学の研究者は、
		 着任時及びそれ以降は 5 年に 1 度、e-ラーニングによる研究倫理プログラム
		を受講することとしています。学生は入学時に全員が研究倫理講習を受けることとしています。
		<研究に係るリスク管理(研究費の適正な管理)>
		本学は、本学が管理する全ての経費の適正な運営・管理を行うためのガイドラインとして、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究費不正防止対
		策基本方針」を定め、適正な経費執行を図っています。 研究費の適正な運営及び管理に関する責任体制について、「国立大学法人奈
		良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程」に定めて
		います。 研究費の使用ルール等をわかりやすく記した「研究費の適切な使用のための
		ハンドブック」を作成し、会計手続の理解不足等から生じる研究費の不正・不
		適切使用を防止するための取組を行っています。 また、研究費の不正防止に関するコンプライアンス研修を毎年度実施してい
		ます。
		<研究インテグリティ確保のための取組>

本学は、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究インテグリティの確保に関する実施要領」を定めるとともに、「安全保障輸出管理に関する研修」、「利益相反及び研究インテグリティに関する自己申告」を毎年度実施しています。

<研究に係るリスク管理(その他)>

本学は、「研究リスクマネジメント委員会」において、上記の研究不正防止及び研究費の不正防止及び研究インテグリティの確保に係る企画立案並びに安全保障輸出管理、安全保障研究、名古屋議定書に基づくABS(遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)に関する手続などを審議し、新たな研究リスクに対応しています。

<内部通報・外部通報>

本法人(本学)に公益通報(本学における役員又は職員について、法令等に 違反し、又は違反するおそれのある行為が生じていることを通報すること)に 関する窓口を設置し、ホームページにおいて公表しています。

その他、ハラスメントに関する通報窓口並びに研究費の不正に関する通報及 び研究活動上の不正行為に関する通報窓口を設置し、ホームページにおいて公 表しています。

<内部監査>

本法人(本学)の下に、監査室を置き、内部監査並びに監事及び会計監査人の監査業務の支援業務を行っています。

<監事及び監事監査>

本法人(本学)の下に、本法人の業務を監査する監事を置き、本学の業務の 適法性及び妥当性の確保と会計経理の適正性を監査するために、毎年度策定す る監事監査計画に従い、会計監査人との連携の下、監査を実施、その結果を役 員会において報告しています。

<危機管理>

本学は、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則」に基づき、大学の諸活動における危機の未然防止を図るとともに、危機が発生した場合は、被害及びその影響を最小限にとどめることを目的として「危機管理基本計画」を策定するとともに、想定される危機を具体的に列挙して、取るべき対応策や事案毎の緊急連絡体制を掲載した「危機管理マニュアル」を作成、学内教職員が閲覧できるよう学内イントラネットに掲載しています。

平常時における危機管理及び緊急時における危機管理について、「国立大学 法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則」に定めています。

また、危機に関する情報を一元化し、本学の危機管理体制を推進するため、 危機管理委員会を設置し、全学的な危機管理体制に関する重要事項等を審議す る体制を整備しています。

さらに、本学構成員の安否状況を一元的に管理するため安否確認システムを 導入し、災害時においても迅速に各自の安否が報告できるよう各構成員にシス テムの使用方法を習熟させるため、震度5弱以上の震災を想定したシステム訓 練を毎年度2回実施しています。

<情報管理>

本学では、情報セキュリティ対策を実効性の伴ったものとするために、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシー」を策定し、本学構成員の情報セキュリティ水準の向上に努めるとともに、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」を策定し、サイバーセキュリティ等の脅威への対策を計画的に実施しています。

また、情報セキュリティインシデントが発生した際の通報窓口として NAIST

CSIRT(インシデント対応チーム: Nara Institute of Science and Technology Cyber Security Incident Response Team)を設置し、情報セキュリティインシデントに迅速に対応するための体制を整備しています。

さらに、本学構成員を対象とした情報セキュリティ研修及び訓練を毎年度実施しています。

個人情報の管理に関しては、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の向上等を図るため、個人情報保護研修を実施しています。

【参照】

- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学業務方法書
 - https://www.naist.jp/corporate/plan/files/gyoumuhouhou2.pdf
- ◇奈良先端科学技術大学院大学教職員行動規範

https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/16010.pdf

- ◇奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/03010.pdf
- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為 防止に関する規程

https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/03021.pdf

- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究費不正防止対策基本方針 https://www.naist.jp/research/files/kihonhoushin.pdf
- ◇研究費の適切な使用のためのハンドブック

https://www.naist.jp/research/files/handbook2024jp.pdf

◇公益通報に対応する窓口について

https://www.naist.jp/privacy/whistleblower.html

◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監査室規程

https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01205.pdf

- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01210.pdf
- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/17010.pdf
- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシー https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/12010.pdf
- ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程 https://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/12030.pdf

原則4-1 法人経営、教育・研究・ 社会貢献活動に係る 様々な情報をわかりや すく公表する工夫 法令等に基づく情報を本学ホームページにおいて公表するとともに、本学の教育研究活動や社会貢献活動の内容について、大学案内、教育・研究・社会連携等のカテゴリーごとのページや、「受験生」「一般」「企業・研究者」「留学生」「修了生」に向けた対象者ごとのページを作成するなど、学内外にわかりやすく情報を発信しています。

本学の概要や1年間の活動状況をステークホルダーに分かりやすく伝える ための報告書を作成し、ホームページで公表しています。

また、ホームページだけでなく、学長記者懇談会、学長通信(NAISTep)、プレスリリース、広報誌、各種 SNS や YouTube 公式チャンネルなどのさまざまな 媒体を通じて、本学の情報発信を効果的に行っています。

【参照】

◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学大学ホームページ https://www.naist.jp/

		◇法人情報
		https://www.naist.jp/corporate/
		◇教育情報の公表
		https://www.naist.jp/publish/
		◇大学公式 X
		https://x.com/NAIST_MAIN
		◇大学公式 facebook
		https://www.facebook.com/naist.jp
		◇大学公式 YouTube チャンネル
		https://www.youtube.com/user/NAISTChannel
		◇概要・活動状況
		https://www.naist.jp/about/naistdata/index.html
補充原則4-1①	更新あり	本学ホームページにおいて、「受験生」「一般」「企業・研究者」「留学生」「修
対象に応じた適切な内		了生」などのターゲットごとに必要としている情報を掲載しています。
容・方法による公表の		メディアに対しては、プレスリリースやけいはんな学研都市記者クラブへの
実施状況		情報提供を行うにあたり、学外の広報アドバイザーからの助言を基に、資料を
		一般層にも訴求するような内容にし、記者会見にあたってはデモ実施を取り入
		れるなどの取組を実施するとともに、メディアにおける本学の存在感の向上の
		ため、学長記者懇談会を開催しています。
		産業界の関係者向けには、「イノベーションジャパン」をはじめとする各イ
		ベント・展示会において、最先端の先端科学技術の動向や今後の展望、本学の
		先端的な研究成果や独創的な研究成果を紹介しています。さらに、主に産業界
		の関係者をターゲットとした産官学連携に関する広報誌を配布し、連携方法に
		ついて発信をしています。
		また、本学では、「社会との共創の輪の拡大」の推進の下、本学が位置する
		関西文化学術研究都市高山地区のイベント「高山サイエンスタウンフェスティ
		バル」の一環として、「ナイスポ! MAIST EXPO」を開催しています。このイベ
		ントは、小中学生を含む一般市民向けに体験型プログラム等を通してわかりや
		すく本学の研究内容等を発信するとともに、地域の活性化を目的としたフェス
		ティバルとしての要素を含んだものとなっています。
		さらに、一般の方や受験生を対象としたガイドブックやインターネットによ
		る幅広く情報公開することを目的とした WEB 広報誌せんたんなど、各種広報
		誌も発行しています。
		【参照】
		◇大学ホームページ
		https://www.naist.jp/
 補充原則4-1②	更新あり	本学においては、平成30年度に、情報科学研究科・バイオサイエンス研究
学生が享受できた教育	24/1007	科・物質創成科学研究科の 3 研究科体制から先端科学技術研究科先端科学技
成果を示す情報		術専攻の1研究科1専攻体制に改組しています。これによって、多様な教員を
かれていてはは		ダイナミックに組織できる体制の下、これまでに培ってきた先端科学技術3分
		野に立脚した科目とそれらの融合分野の科目を学生自身の興味と希望するキ
		キリアパスに応じて主体的に学修できる5つの「教育プログラム」を構築して
		- マップスに応じて王体的に子優できる。500「教育プログラム」を構業して - います。(基盤となる「情報理工学」「バイオサイエンス」「物質理工学」と融
		いまり。(基盤となる「情報壁工子」「バイオリイエンへ」「初員壁工子」と融 合分野である「データサイエンス」及び「デジタルグリーンイノベーション」
		百分野である「ナーダッイエン人」及び「ナシダルグリーンイノベーション] の計5つのプログラム)
		の計 5 つのフログラム) 学生が教育研究に専念できる学修環境支援も積極的に行っています。例え
		ば、学生1人ごとに、研究室や研究分野が異なる2人以上の指導教員(うち1
		人は主指導教員)を置き、組織が責任を持つ「複数指導教員制」の下、厳格か

つ透明性の高い学位審査を行うとともに円滑な学位授与を促進するため、学位審査に係る評価指標を明確化した「マイルストーン」「キャップストーン」や、学生の学修状況や研究の進捗状況を把握・評価して指導結果を学生へフィードバックする「教育カルテシステム」(オンラインシステム)を活用し、きめ細やかな教育プロセス管理を実施するとともに、学生宿舎(学生の約6割が入居可能)の拡充を図り、学生が同一キャンパス内に設置された学生宿舎を利用することにより教育研究に専念できる環境整備を進めています。

経済支援では、全学的な方針として、「学生への経済的支援に関する方針」を策定し、同方針に基づき、学生が教育・研究活動に専念することができるように、経済的困窮者に対する授業料免除制度、優秀な博士後期課程学生への奨学支援、社会人学生への奨学支援、TA・RA への優先採用による支援などを整備しています。

「教育推進機構」にキャリア支援担当のUEA等を配置し、社会と時代の要請を踏まえて自己のキャリアビジョンを構築し、実践する能力を強化するため、国内外の企業との組織的連携による「研究インターンシップ」や留学生を含む全学生を対象に各種就職支援・キャリア支援を実施しています。

障がいのある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する 学修支援体制も充実しています。障がいのある学生に対しては、車椅子利用者 のための補助や使用教室の変更等の物理的環境への配慮、ノートテイク、チュ ーターの配置等や「障害学生支援室」を設置し、障がいのある学生やその保護 者、「学生なんでも相談員」、保健管理センター等との連携の下、学修支援や学 生生活を送る上での心理相談・学生相談を実施しています。

また、留学生に対しては「留学生・外国人研究者支援室」にUEA を配置し、 学修支援を含め、生活支援についてワンストップサービスを提供しています。 さらに、毎年「学長と学生との懇談会」を実施し、学長が学生と学生支援の 観点での要望等を率直に話しあう機会を設け、また、「学生授業評価アンケー ト調査」を実施し、授業科目の授業内容・授業方法・満足度等について受講学 生による評価を行うなど、教育環境・学生生活環境の改善に努めています。

本学においては、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針」(令和2年12月15日制定)を制定し、教育活動状況等について自ら点検・評価を行うとともにその結果を改善に資することにより、恒常的かつ継続的に教育の質の保証・向上を図ることとしました。今後一層、社会で活躍できる有為な人材を育成輩出することといたします。

なお、学生が享受できる教育情報として、以下に掲げる情報を本学ホームページにて公表しています。

【参照】

◇目的·理念

https://www.naist.jp/about/principle/

◇ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)

https://www.naist.jp/about/guideline/de_policy.html

◇カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成及び実施の方針)

https://www.naist.jp/about/guideline/cu_policy.html

◇経済支援

https://www.naist.jp/campuslife/support/economy.html

◇進路状況

https://www.naist.jp/admission/examinee/career.html

◇教員免許取得・就職状況

https://www.naist.jp/campuslife/gakumu/teacher/qualification.html

法人のガバナンスにか かる法令等に基づく公 表事項

■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (本法人の組織・業務・財務に関する基礎的な情報、本法人の組織・業務・財 務についての評価及び監事に関する情報)を本学ホームページにて公表しています。

【参照】

◇法人情報

https://www.naist.jp/corporate/

◇評価

https://www.naist.jp/about/evaluation/

- □医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の2に規定する情報本学は、医学部を有しない大学であり、厚生労働大臣より特定機能病院の承認を受けていないことから、医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報を公表することは要しません。
- □医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報本学は、医学部を有しない大学であり、厚生労働大臣より特定機能病院の承認を受けていないことから、医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報を公表することは要しません。